

第4期介護保険料算定に係る担当者会議 次第

平成20年8月20日(水)

13:30~16:00

場所: 航空会館 大ホール

1 開会

2 介護保険課長挨拶

3 説明事項

- ・ 第4期計画期間における保険料設定について
- ・ 財政安定化基金について

4 連絡事項

- ・ 特別徴収から普通徴収に変更する際の納期の設定等について
(介護保険課)
- ・ 介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて
(振興課)

5 事前質問への回答

6 質疑応答

7 閉会

第4期介護保険料算定に係る担当者会議 配布資料一覧

- 第4期介護保険料算定に係る担当者会議資料
- 保険料推計ワークシートの入力手順について
- 介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて

第4期介護保険料算定に係る担当者会議資料

平成20年8月20日（水）



厚生労働省老健局介護保険課

第4期介護保険料算定に係る担当者会議 資料目次

I 第4期計画期間における介護保険料設定について

- ・ 第4期保険料設定について 1
- ・ 第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計 . . . 8
ワークシートの考え方
- ・ 第1号被保険者の保険料推計ワークシート様式(保険料6段階 . . 1 5
設定用)
- ・ 第1号被保険者の保険料推計ワークシート作業の手順につい . . 2 0
て
- ・ 保険料算定のスケジュール 2 2

<資料>

- ・ 第4期介護保険料の段階設定について(第3期における税制 . . 2 3
改正激変緩和措置を踏まえた対応案)
- ・ 「介護保険料の在り方等に関する検討会」意見 2 6
- ・ 保険料段階設定に関する介護保険法施行令の改正案 2 8

II 財政安定化基金について

- ・ 第4期計画期間における財政安定化基金について 2 9
- ・ 都道府県別財政安定化基金貸付・交付等の状況(平成19年 . . 3 2
度末現在)
- ・ 財政安定化基金の拠出率の算定について 3 3

III その他連絡事項

- ・ 特別徴収から普通徴収に変更する際の納期の設定等について . . 3 6

【参考資料】

- ・ 社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～ . . 3 7

I 第4期計画期間における介護保険料設定について

第4期保険料設定について

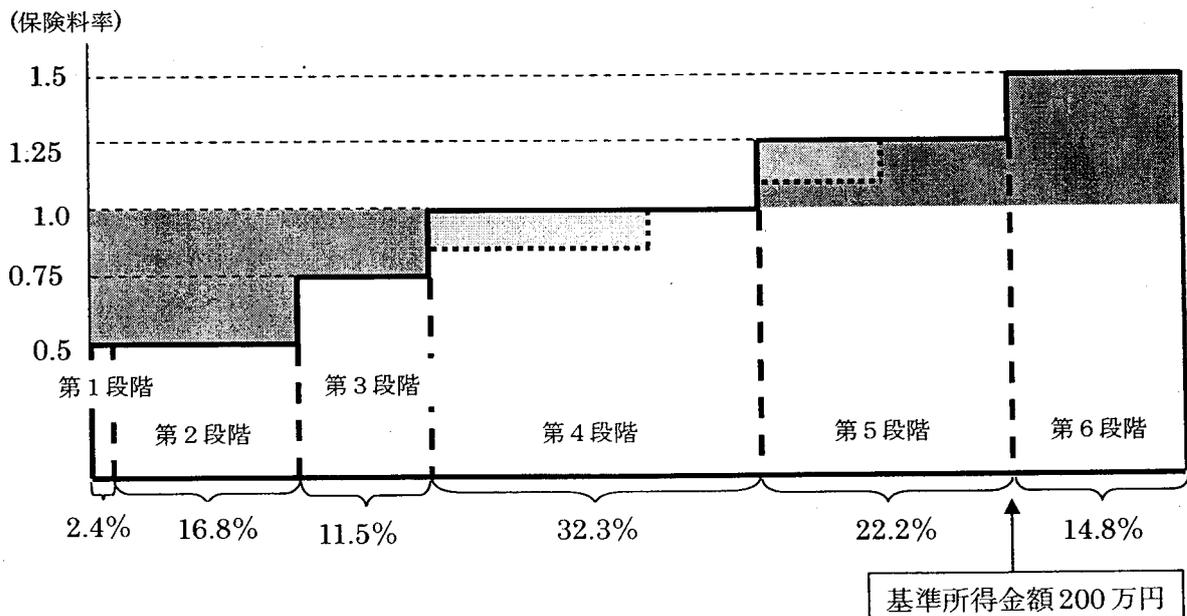
各保険者においては今後、第4期保険料の設定を行う必要があることから、以下に次期保険料設定に向けた基本的な考え方や保険料を算定する上で必要となる諸係数及び保険料計算を行うためのワークシートの考え方をお示しすることとする。

1. 保険料設定の基本的な考え方

今般の保険料設定の見直しにおいては、税制改正（平成16・17年度）に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、第4期についても、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるよう、保険料負担段階第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断でその基準額に乗じる保険料率を軽減することができることとする。

※ 税制改正で第5段階になった者を含む所得階層における保険料の軽減については現行制度の多段階設定によって対応可能である。

ただし、標準的な保険料の段階設定は従前と変わらず、市町村民税世帯非課税層（保険料第1段階～第3段階）に係る凹部分と本人課税層（保険料第5段階～）の凸部分の均衡が図られるよう、一定の推計の下に算定した保険料設定の図は次のようになる。



2. 保険者の保険料設定に対する考え方

(1) 次期保険料設定に関する変更点や考え方等について

各保険者において第4期保険料を設定するに当たり、下記に示す変更点、影響及び段階設定の考え方に留意する必要がある。

- 税制改正に伴う激変緩和措置の終了
- 現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減
- 保険料段階全体の調整

※ 概念図や政令案等につき、23～28ページの資料を参照。

①税制改正に伴う激変緩和措置の終了

平成18年度から講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置については、平成20年度をもって終了する。

平成21年度以降の対応については、当該激変緩和措置の終了により税制改正の影響を受けた者の保険料が大幅に上昇する場合に、保険者がきめ細やかな配慮を行えるよう対応しておく必要がある一方、既に当該税制改正から3年が経過しており、税制改正後に第1号被保険者となった者等との均衡を図る必要がある。

これらを考慮して、第4期については、保険者の判断によって所得段階に応じて保険料の軽減をさらに図ることができる仕組みとする。

具体的な内容については、下記②・③を参照されたい。

②現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減

現行の保険料第4段階（市町村民世帯課税かつ市町村民税本人非課税者）に属する者のうち、下記に示した要件の者について保険者の判断で保険料の軽減を行うことが可能とする。

【保険料の軽減を受ける要件】

- ・市町村民税世帯課税本人非課税 かつ
- ・（公的年金等収入金額＋合計所得金額） \leq 80万円／年を満たす者

③保険料段階全体の調整

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）を可能としているところである。

今般、激変緩和措置が終了することに伴い、税制改制により市町村民税課税者となった被保険者が負担増となると考えられることから、例えば、合計所得金額125万円未満でひとつの段階を設ける、また、合計所得金額200万円以上の被保険者についても状況に応じて段階を設ける等、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を保険者において設定していただきたい。

(2) 単独減免に対する考え方

保険料の単独減免については、従前から申しあげてきたとおり、

○保険料の全額免除

○収入のみに着目した一律減免

○保険料減免分に対する一般財源の投入

については適当ではないため、第4期を迎えるに当たっても、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい。

3. 保険料算定に必要な諸係数等について

各保険者において、第4期保険料を算定するに当たって必要となる諸係数については、下記のとおりとし、これら諸係数等の変更に伴う政省令の改正については、準備が整い次第、順次行う予定である。

また、⑤後期高齢者加入割合補正係数については仮置値であり、本係数算出に当たって見込量ワークシートの数値（被保険者数の推計及び要介護（支援）認定者数の推計）が必要となるため、9月上旬を目途に数値の提供をお願いし、早急に本係数を示す予定である。

【保険料の算定に必要な諸係数】

①第2号被保険者負担率…（介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令

（平成10年政令第413号）第5条）

平成21年度から23年度までの第2号被保険者負担率 → 30%

（第1号被保険者の負担率は20%）

②財政安定化基金拠出率…（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令

（平成11年厚生省令第43号。以下「納付金省令」という。）第4条）

平成21年度から23年度までの財政安定化基金拠出率は、一万分の四とする。

ただし、各都道府県が条例で定める割合は、第3期計画期間末の財政安定化基金積立残額に、第4期計画期間に償還される額を加え、交付・貸付見込額を控除した額が、第4期計画期間末の積立残額として各都道府県が確保すべきと判断する額を超える場合は「零」とし、満たない場合は当該不足額を拠出できる率とする。（29ページ「第4期計画期間における財政安定化基金について」を参照のこと。）

なお、各都道府県における拠出率や拠出額等については、別途報告を求める予定である。

③保険料の収納下限率…（納付金省令第1条）

保険料の収納下限率については、これまでと同様に、被保険者の規模に応じて以下のとおり設定する予定である。

| | |
|----------------------|------------|
| ・第1号被保険者数が1千人未満 | <u>94%</u> |
| ・第1号被保険者数が1千人以上1万人未満 | <u>93%</u> |
| ・第1号被保険者数が1万人以上 | <u>92%</u> |

※ 計画期間における第1号保険料の収納率（注）が上記収納下限率を下回る場合、下回った分の保険料収納不足額については、最終年度の財政安定化基金からの交付・貸付事業の対象とはならないことから、第3期計画期間において財政安定化基金から既に貸付を受けている市町村、又は今後受ける可能性のある市町村にあっては、特に留意されたい。

注：計画期間の初年度の4月1日から最終年度の11月30日までの保険料納期に納付すべきものとして賦課された保険料の調査決定済額のうち、最終年度の11月30日現在において収納された額の割合。

④基準所得金額…（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条）

第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額は、第1段階、第2段階及び第3段階の軽減分と、第5段階と第6段階の増額分が、全国ベースで均衡するように設定することとされている。

今般、保険者に対して悉皆調査を行い、都道府県から寄せられた報告を基に算定したところ、従前と同じ数値となる予定である。

平成21年度から23年度までの基準所得金額 → 200万円

⑤後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数に係る数値

…（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号）

第5条及び第6条）

〈平成21年度から23年度までに全国平均の見込値〉

○後期高齢者加入割合補正係数（注：仮置値）

| | |
|-----------------|---------|
| 前期高齢者割合 | 0. 5342 |
| 後期高齢者割合 | 0. 4658 |
| 前期高齢者の補正要介護等発生率 | 0. 0443 |
| 後期高齢者の補正要介護等発生率 | 0. 2935 |

○所得段階別加入割合補正係数

| | |
|------|--------|
| 第1段階 | 0. 024 |
| 第2段階 | 0. 168 |
| 第3段階 | 0. 115 |
| 第4段階 | 0. 323 |
| 第5段階 | 0. 222 |
| 第6段階 | 0. 148 |

⑥介護給付費準備基金の取り崩しについて

第3期の保険料設定に際しても連絡しているとおり（※1）、介護給付費準備基金については、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えており（※2）、当該基金を有している保険者においては、第4期介護保険事業計画の策定に当たっても、その適正な水準について検討し、当該水準を超える額の取崩しについて十分検討されたい。

（※1） 平成17年12月6日事務連絡「第三期計画期間における第一号被保険者の保険料設定等について」参照。

（※2） 介護保険制度は、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としており、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付等を受けることができること、また、被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること等から介護給付費準備基金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えている。

(第4期保険料算定に必要な諸係数一覧表)

| | 第4期の係数 | 備考 |
|--------------------------------|--|-------|
| ① 第2号被保険者負担率 (第1号被保険者負担率) | 30% (20%) | |
| ② 財政安定化基金拠出率 | 1万分の4 | |
| ③ 保険料の収納下限率 (第1号被保険者数ごとに設定) | 1千人未満: 94% 1万人未満: 93% 1万人以上: 92% | 従前通り |
| ④ 基準所得金額 | 200万円 | 従前通り |
| ⑤ 後期高齢者加入割合補正係数 | 前期高齢者割合: 0.5342 後期高齢者割合: 0.4658 前期高齢者の補正要介護等発生率: 0.0443 後期高齢者の補正要介護等発生率: 0.2935 | (仮置値) |
| 所得段階別加入割合補正係数 | 第1段階: 0.024 第2段階: 0.168 第3段階: 0.115 第4段階: 0.323 第5段階: 0.222 第6段階: 0.148 | |

4. 保険料算定に係るワークシートについて

今後、各市町村において第4期保険料の算定を行うこととなるが、当該保険料計算を円滑に行うことを支援するため、「第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計ワークシート」を各保険者に配布することとする。

なお、当該ワークシートの様式、考え方および入力手順については、次頁以降を参照されたい。

また、ワークシートの提出期限については、都道府県において取りまとめをしていただき、9月26日(金)までに提出をお願いするものとする。取りまとめ方法については、都道府県宛に別途連絡をする予定である。

5. その他

現在、国において、「介護保険料の在り方等に関する検討会」を設置し、介護保険の第1号保険料の賦課方式の検討を行っているが、その参考とするため、今後、各市町村において、保険料を定額・定率制とした場合のシミュレーションを行っていただくとともに、保険料の賦課方式について各市町村からアンケートを

通じて御意見をいただきたい（いずれも(株)三菱総合研究所を通じて依頼）と考えている。

シミュレーション及びアンケートについては、8月末頃に配布を予定している。第4期計画の作業と時期が重複するため、大変恐縮ではあるが、ご協力をお願いしたい。

第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計ワークシートの考え方

- は、市町村が入力する数値又は国が示す係数等を表し、 は、計算により算出される数値を表す。

保険料の基準額（月額）の算定

1. 標準給付費見込額（A）

$$\begin{aligned}
 &= \text{平成 21 年度標準給付費見込額 (A1)} + \text{平成 22 年度標準給付費見込額 (A2)} + \text{平成 23 年度標準給付費見込額 (A3)} \\
 &\text{各年度の標準給付費見込額 (A1~A3)} = \text{総給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} + \text{高額介護サービス費等給付額} \\
 &\quad + \text{算定対象審査支払手数料}
 \end{aligned}$$

- 総給付費とは、次に掲げる額の合計額とする。
 居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に要した費用の額
- 特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額については、第3期の実績等を勘案して見込むものとする。
- 高額介護サービス費等給付額は、高額介護サービス費給付額及び高額介護予防サービス費給付額の合計額とし、これまでの実績等を勘案して見込むものとする。
- 算定対象審査支払手数料は、当該市町村と都道府県国保連との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価（95円以内の額とする。）に3年間（平成21年度から平成23年度）における審査支払見込件数を乗じた額とする。

2. 地域支援事業費（B）

$$= \boxed{\text{平成 21 年度地域支援事業費 (B1)}} + \boxed{\text{平成 22 年度地域支援事業費 (B2)}} + \boxed{\text{平成 23 年度地域支援事業費 (B3)}}$$

○各年度の地域支援事業費の算定方法

①地域支援事業費の算定方法の基本方針

各年度の地域支援事業費は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、次表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とする。

- ア 介護予防事業 → 次表のB欄に掲げる率以内
- イ 包括的支援事業+任意事業 → 次表のC欄に掲げる率以内
- ウ 地域支援事業（ア+イ）全体 → 次表のA欄に掲げる率以内

| | | 21年度 ~ 23年度 | |
|--------|--------------|-------------|--------|
| 地域支援事業 | A | 3.0%以内 | |
| ┌ | 介護予防事業 | B | 2.0%以内 |
| | 包括的支援事業+任意事業 | C | 2.0%以内 |

※保険給付費とは、各市町村につき、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額

②小規模市町村の特例措置

「包括的支援事業+任意事業」について、保険給付費見込額の1.5%相当額が、300万円に満たない場合は、300万円を上限額とする。

ただし、上記の特例措置を適用した場合の「介護予防事業」の上限率は、次表のとおりとする。

| | | 21年度 ~ 23年度 |
|--------------|--|-------------|
| 介護予防事業 | | 1.5%以内 |
| 包括的支援事業+任意事業 | | 300万円以内 |

3. 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)

$$= \boxed{\text{平成 21 年度所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C1)}} + \boxed{\text{平成 22 年度所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C2)}} + \boxed{\text{平成 23 年度所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C3)}}$$

$$\boxed{\text{平成 21 年度・22 年度・平成 23 年度の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C1・C2・C3)}}$$

$$= \boxed{\text{第 1 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 1 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}} + \boxed{\text{第 2 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 2 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}}$$

$$+ \boxed{\text{第 3 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 3 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}} + \boxed{\text{第 4 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 4 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}}$$

$$+ \boxed{\text{第 5 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 5 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}} + \boxed{\text{第 6 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 6 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}}$$

※ 基準所得金額は200万円とする。

※ 保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う市町村であっても、「保険料の基準額(月額)の算定」においては、上記算定式のとおり保険料段階は6段階の設定とし、また、保険料の基準額に対する割合は次表に基づき算定する。(保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う場合の算定は、「弾力化を行った場合の市町村における保険料額」において別途算定する。)

○被保険者の保険料の基準額に対する割合

| 区 分 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|--------------------------|----------|----------|----------|
| 第 1 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 第 2 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 第 3 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合 | 0.75 | 0.75 | 0.75 |
| 第 4 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 第 5 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合 | 1.25 | 1.25 | 1.25 |
| 第 6 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |

4. 第1号被保険者負担分相当額 (D)

$$\begin{aligned}
 &= \left(\text{平成 21 年度標準給付費見込額 (A1)} + \text{平成 21 年度地域支援事業費 (B1)} \right) \times \text{第 1 号被保険者負担割合} \\
 &+ \left(\text{平成 22 年度標準給付費見込額 (A2)} + \text{平成 22 年度地域支援事業費 (B2)} \right) \times \text{第 1 号被保険者負担割合} \\
 &+ \left(\text{平成 23 年度標準給付費見込額 (A3)} + \text{平成 23 年度地域支援事業費 (B3)} \right) \times \text{第 1 号被保険者負担割合}
 \end{aligned}$$

○ 平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 号被保険者負担割合は 20%とする。

5. 調整交付金相当額 (E)

$$\begin{aligned}
 &= \text{平成 21 年度標準給付費見込額 (A1)} \times \text{全国平均の調整交付金交付割合 0.05} \\
 &+ \text{平成 22 年度標準給付費見込額 (A2)} \times \text{全国平均の調整交付金交付割合 0.05} \\
 &+ \text{平成 23 年度標準給付費見込額 (A3)} \times \text{全国平均の調整交付金交付割合 0.05}
 \end{aligned}$$

6. 後期高齢者加入割合補正係数 (F)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{(\text{全国平均の前期高齢者加入割合}) \times (\text{全国平均の前期高齢者補正要介護等発生率}) + (\text{全国平均の後期高齢者加入割合}) \times (\text{全国平均の後期高齢者補正要介護等発生率})}{\text{当該市町村の前期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の補正要介護等発生率} + \text{当該市町村の後期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の補正要介護等発生率}}
 \end{aligned}$$

○ 前期・後期高齢者加入割合

: 平成 21~23 年度の見込数の平均により求める。

見込の立て方としては、当該市町村の過去の実績等を把握して算定する。

小数点以下第 5 位を四捨五入 (例 0.5867432…… ⇒ 0.5867)

※ 1 (参考) 全国平均の各割合 (仮置値)

| | | | |
|-----------|--------|-----------------|--------|
| 前期高齢者加入割合 | 0.5342 | 前期高齢者の補正要介護等発生率 | 0.0443 |
| 後期高齢者加入割合 | 0.4658 | 後期高齢者の補正要介護等発生率 | 0.2935 |

※ 2 後期高齢者加入割合補正係数は小数点以下第 5 位を四捨五入 (例 0.5867432…… ⇒ 0.5867)

7. 所得段階別加入割合補正係数 (G)

平成 21 年度所得段階別加入割合補正係数 (G 1)

$$\begin{aligned}
 &= 1 - \{ 0.5 \times (\text{当該市町村の第 1 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 1 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad + 0.5 \times (\text{当該市町村の第 2 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 2 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad + 0.25 \times (\text{当該市町村の第 3 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 3 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad - 0.25 \times (\text{当該市町村の第 5 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 5 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad - 0.5 \times (\text{当該市町村の第 6 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 6 段階被保険者の割合}) \}
 \end{aligned}$$

平成 22 年度所得段階別加入割合補正係数 (G 2)

$$\begin{aligned}
 &= 1 - \{ 0.5 \times (\text{当該市町村の第 1 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 1 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad + 0.5 \times (\text{当該市町村の第 2 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 2 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad + 0.25 \times (\text{当該市町村の第 3 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 3 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad - 0.25 \times (\text{当該市町村の第 5 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 5 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad - 0.5 \times (\text{当該市町村の第 6 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 6 段階被保険者の割合}) \}
 \end{aligned}$$

平成 23 年度所得段階別加入割合補正係数 (G 3)

$$\begin{aligned}
 &= 1 - \{ 0.5 \times (\text{当該市町村の第 1 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 1 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad + 0.5 \times (\text{当該市町村の第 2 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 2 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad + 0.25 \times (\text{当該市町村の第 3 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 3 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad - 0.25 \times (\text{当該市町村の第 5 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 5 段階被保険者の割合}) \\
 &\quad - 0.5 \times (\text{当該市町村の第 6 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 6 段階被保険者の割合}) \}
 \end{aligned}$$

- 被保険者の見込み数の算定方法は参考資料「税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算について」を参照。
- ※1 保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う市町村であっても、補正係数は上記算定式により算定する。
- ※2 第1段階から第6段階の全国ベースの分布見込
 第1段階：2.4% 第2段階：16.8% 第3段階：11.5% 第4段階：32.3% 第5段階：22.2% 第6段階：14.8%
- ※3 基準所得金額は200万円とする。
- ※4 各段階別の被保険者の割合は小数点以下第4位を四捨五入。所得段階別加入割合補正係数は小数点以下第5位を四捨五入

8. 調製交付金見込交付割合（H）

平成21年度調整交付金見込交付割合（H1）

$$= \left(\begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担割合} \\ \text{第1号被保険者負担割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05 \\ \text{後期高齢者加入割合補正係数 (F)} \end{array} \right) \times \text{平成21年度所得段階別加入割合補正係数 (G1)}$$

平成22年度調整交付金見込交付割合（H2）

$$= \left(\begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担割合} \\ \text{第1号被保険者負担割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05 \\ \text{後期高齢者加入割合補正係数 (F)} \end{array} \right) \times \text{平成22年度所得段階別加入割合補正係数 (G2)}$$

平成23年度調整交付金見込交付割合（H3）

$$= \left(\begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担割合} \\ \text{第1号被保険者負担割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05 \\ \text{後期高齢者加入割合補正係数 (F)} \end{array} \right) \times \text{平成23年度所得段階別加入割合補正係数 (G3)}$$

- 所得水準が高く、後期高齢者割合が低い市町村において、仮に（第1号被保険者負担割合×F×G）>（第1号被保険者負担割合+調整交付金交付割合）となる場合は、
 （第1号被保険者負担割合×F×G）＝（第1号被保険者負担割合+調整交付金交付割合）として計算する。
- 平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者負担割合は20%とする。
- ※1 調整交付金見込交付割合は小数点以下第5位を四捨五入

9. 調整交付金見込額 (I)

$$= \boxed{\text{平成 21 年度標準給付費見込額(A1)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H1)}} + \boxed{\text{平成 22 年度標準給付費見込額(A2)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H2)}} \\ + \boxed{\text{平成 23 年度標準給付費見込額(A3)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H3)}}$$

※各年度の調整交付金見込額は 1,000 円未満を四捨五入

10. 財政安定化基金拠出金見込額 (J)

$$= (\boxed{\text{標準給付費見込額(A)}} + \boxed{\text{地域支援事業費(B)}}) \times \boxed{\text{財政安定化基金拠出率}}$$

○ 財政安定化基金拠出率は国が定める標準的な割合 (0.04%) であり、都道府県が条例によりこれと異なる拠出率を定める場合には当該割合とする。

11. 審査支払手数料差引額 (K)

$$= (\boxed{\text{平成 21 年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成 21 年度審査支払件数}} \\ + (\boxed{\text{平成 22 年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成 22 年度審査支払件数}} \\ + (\boxed{\text{平成 23 年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成 23 年度審査支払件数}}$$

○ 国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価は 95 円。

○ 審査支払手数料単価が 95 円を超える場合においては、審査支払手数料差引額を算定することとする。

12. 保険料収納必要額 (L)

$$= \boxed{\text{第 1 号被保険者負担分相当額(D)}} + \boxed{\text{調整交付金相当額(E)}} - \boxed{\text{調整交付金見込額(I)}} + \boxed{\text{財政安定化基金拠出見込額(J)}} \\ + \boxed{\text{財政安定化基金償還金}} - \boxed{\text{準備基金取崩額}} + \boxed{\text{審査支払手数料差引額(K)}} \\ + \boxed{\text{市町村特別給付費等の見込額}} + \boxed{\text{市町村相互財政安定化事業負担額}} - \boxed{\text{市町村相互財政安定化事業交付額}}$$

○ 市町村特別給付費等については、上乗せ給付の見込額及び保健福祉事業の見込額を含むものであり、見込まれる給付費等がある場合は当該見込まれる額を計上する。

○ 地域支援事業の上限を超えた額について、保険料の推計のワークシートにおいては保険料収納必要額に含まれていないので留意すること。

13. 保険料の基準額 (年額)

$$= \boxed{\text{保険料収納必要額(L)}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)}}$$

○ 各段階別の被保険者数は平成 21～23 年度の合計数。

○ 予定保険料収納率は、これまでの実績等から見込むものとする。

$$14. \text{ 保険料の基準額 (月額)} = \boxed{\text{保険料の基準額 (年額)}} \div 12$$

第1号被保険者の保険料推計報告書

推計実施年月日 2008年8月19日

都道府県名

| |
|--|
| |
|--|

市町村名

| |
|--|
| |
|--|

保険者番号(5桁)

| |
|--|
| |
|--|

※チェックデジットを除く

目次

●入力シート

| | |
|----------------------------------|-------|
| 1. 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計 | ・・・ 1 |
| 2. 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計 | ・・・ 2 |
| 3. 所得段階別加入者数・基準額に対する割合 | ・・・ 3 |
| 4. 保険料基準額に対する割合の弾力化 | ・・・ 3 |
| 5. 財政安定化基金拠出率 | ・・・ 3 |
| 6. 審査支払手数料1件あたり単価 | ・・・ 3 |

●出力シート

| | |
|----------------|-------|
| 第1号被保険者の保険料の推計 | ・・・ 4 |
|----------------|-------|

1. 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計

(年間)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| (1) 居宅サービス | | | | | | |
| ① 訪問介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ② 訪問入浴介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ③ 訪問看護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ④ 訪問リハビリテーション | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑤ 居宅療養管理指導 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑥ 通所介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑦ 通所リハビリテーション | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑧ 短期入所生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑨ 短期入所療養介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑩ 特定施設入居者生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑪ 福祉用具貸与 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑫ 特定福祉用具販売 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| (2) 地域密着型サービス | | | | | | |
| ① 夜間対応型訪問介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ② 認知症対応型通所介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ③ 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ④ 認知症対応型共同生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| (3) 住宅改修 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| (4) 居宅介護支援 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| (5) 介護保険施設サービス | | | | | | |
| ① 介護老人福祉施設 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ② 介護老人保健施設 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ③ 介護療養型医療施設 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ④ 療養病床(医療保険適用)からの転換分 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| 介護給付費計(小計)→(I) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

2. 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計

(年間)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (1)介護予防サービス | | | | | | |
| ①介護予防訪問介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ②介護予防訪問入浴介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ③介護予防訪問看護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ④介護予防訪問リハビリテーション | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑤介護予防居宅療養管理指導 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑥介護予防通所介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑦介護予防通所リハビリテーション | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑧介護予防短期入所生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑨介護予防短期入所療養介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑩介護予防特定施設入居者生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑪介護予防福祉用具貸与 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ⑫特定介護予防福祉用具販売 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| (2)地域密着型介護予防サービス | | | | | | |
| ①介護予防認知症対応型通所介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ②介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| ③介護予防認知症対応型共同生活介護 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| (3)住宅改修 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| (4)介護予防支援 | | | | | | |
| 給付費 | | | | | | |
| 予防給付費計(小計)→(Ⅱ) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

保険料の基準額;保険料Ⅲ(月額)

3. 所得段階別加入者数・基準額に対する割合

| | 基準所得金額 | 所得段階別加入者数 | | | 基準額に対する割合 | | |
|------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 第1段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 第2段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.50 | 0.50 | 0.50 |
| 第3段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.75 | 0.75 | 0.75 |
| 第4段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 第5段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 1.25 | 1.25 | 1.25 |
| 第6段階 | 円 | 人 - | 人 - | 人 - | 1.50 | 1.50 | 1.50 |
| 計 | | 人 - | 人 - | 人 - | | | |

4. 保険料基準額に対する割合の弾力化

| | 基準所得金額 | 所得段階別加入者数 | | | 基準額に対する割合 | | |
|---------------------------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 第1段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 第2段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 第3段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 第4段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | | | |
| 「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 上記を除く見込み数 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 第5段階 | | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 第6段階 | 円 | 人 - | 人 - | 人 - | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 計 | | 人 - | 人 - | 人 - | | | |

一致させてください

5. 財政安定化基金拠出率

6. 審査支払手数料1件あたり単価

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|--------|--------|
| | | |

各都道府県で統一された数値になります。

| | |
|----------------------------------|---|
| 保険料の基準額:保険料Ⅲ(月額) | 円 |
| 保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額:保険料Ⅵ(月額) | 円 |

(参考) 保険料の推計に要する係数

| | |
|-------------|--------|
| 第1号被保険者負担割合 | 20.00% |
|-------------|--------|

○後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数 (全国平均)

| | |
|----------------|--------|
| 前期高齢者加入割合 | 0.4029 |
| 後期高齢者加入割合 | 0.4056 |
| 前期高齢者の要介護者等発生率 | 0.0448 |
| 後期高齢者の要介護者等発生率 | 0.2634 |

○所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数 (全国平均)

| | |
|------|--------|
| 第1段階 | 27.4% |
| 第2段階 | 16.8% |
| 第3段階 | 11.8% |
| 第4段階 | 32.3% |
| 第5段階 | 22.2% |
| 第6段階 | 3.5% |
| 合計 | 100.0% |

| | |
|---------------|--------|
| 算定対象審査支払手数料単価 | 95.10円 |
|---------------|--------|

第1号被保険者の保険料の推計

1. 標準給付費

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計 |
|------------------|--------|--------|--------|----|
| 総給付費 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 算定対象審査支払手数料 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 審査支払手数料支払件数 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 標準給付費見込額 (A) | 円 | 円 | 円 | 円 |

2. 地域支援事業費

| | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|
| 地域支援事業費 (B) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (参考) 保険給付費見込額に対する割合 | - | - | - | - |

3. 第1号被保険者の保険料

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計 |
|-------------------------|--------|--------|--------|----|
| 第1号被保険者数 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 前期(65~74歳) | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 後期(75歳~) | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 所得段階別加入割合 | | | | |
| 第1段階 | - | - | - | - |
| 第2段階 | - | - | - | - |
| 第3段階 | - | - | - | - |
| 第4段階 | - | - | - | - |
| 第5段階 | - | - | - | - |
| 第6段階 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |
| 所得段階別被保険者数 | | | | |
| 第1段階 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 第2段階 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 第3段階 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 第4段階 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 第5段階 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 第6段階 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 合計 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C) | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 標準給付費見込額 (A) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第1号被保険者負担分相当額 (D) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 調整交付金相当額 (E) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 調整交付金見込交付割合 (H) | 0.00% | 0.00% | 0.00% | |
| 後期高齢者加入割合補正係数 (F) | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | |
| 所得段階別加入割合補正係数 (G) | - | - | - | |
| 調整交付金見込額 (I) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 財政安定化基金拠出金見込額 (J) | | | | 円 |
| 財政安定化基金拠出率 | | 0.00% | | |
| 財政安定化基金償還金 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 準備基金の残高(平成20年度末の見込額) | | | | 円 |
| 準備基金取崩額 | | | | 円 |
| 審査支払手数料1件あたり単価 | .00円 | .00円 | .00円 | |
| 審査支払手数料支払件数 | 件 | 件 | 件 | |
| 審査支払手数料差引額 (K) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 市町村特別給付費等 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 市町村相互財政安定化事業負担額 | | | | 円 |
| 市町村相互財政安定化事業交付額 | | | | 円 |
| 保険料収納必要額 (L) | | | | 円 |
| 予定保険料収納率 | | | | |
| 保険料の基準額 | | | | |
| 保険料I(年額) | | | | 円 |
| 保険料I(月額) | | | | 円 |
| 保険料II(年額) | | | | 円 |
| 保険料II(月額) | | | | 円 |
| 保険料III(年額) | | | | 円 |
| 保険料III(月額) | | | | 円 |
| 保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額 | | | | |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C) | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 保険料IV(年額) | | | | 円 |
| 保険料IV(月額) | | | | 円 |
| 保険料V(年額) | | | | 円 |
| 保険料V(月額) | | | | 円 |
| 保険料VI(年額) | | | | 円 |
| 保険料VI(月額) | | | | 円 |

※保険料I、IVは、保険料収納必要額を「第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額-調整交付金見込額+財政安定化基金拠出金見込額」で算出される額とした場合の保険料です。

※保険料II、Vは、保険料収納必要額を「保険料Iの保険料収納必要額+国庫負担等の算定の対象とならない審査支払手数料額+市町村特別給付費等+市町村相互財政安定化事業負担額-市町村相互財政安定化事業交付額」で算出される額とした場合の保険料です。

※保険料III、VIは、保険料収納必要額を「保険料IIの保険料収納必要額+財政安定化基金償還金-準備基金取崩額」で算出される額とした場合の保険料であり、当該被保険者の第1号被保険者の保険料の基準額です。

4. 第3期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

| | |
|-----------------------------|---|
| 第3期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額) (注) | 円 |
|-----------------------------|---|

(注) 市町村合併した場合には、構成市町村の保険料の基準額を第1号被保険者数で加重平均して算出してください。

市町村合併した場合の保険料の基準額 = $\sum \{ (各構成市町村の保険料の基準額) \times (各構成市町村の第1号被保険者数) \} \div (構成市町村の第1号被保険者数の合計)$

5. 財政安定化基金償還金・準備基金取崩額の影響・第3期と第4期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)の比較

| | | | |
|-----------------------------------|------|--|----|
| 第4期の第1号被保険者の介護保険料の基準額; 保険料III(月額) | 円 | 第4期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額; 保険料VI(月額) | 円 |
| (再掲) 財政安定化基金償還金の影響額 | 0円 | (再掲) 財政安定化基金償還金の影響額 | 0円 |
| (再掲) 準備基金取崩額の影響額 | 0円 | (再掲) 準備基金取崩額の影響額 | 0円 |
| (参考) 第3期-第4期の増減率(保険料の基準額) | -19- | (参考) 第3期-第4期の増減率(保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額) | - |

第1号被保険者の保険料推計ワークシートの作業の手順について

(※下記文中のセル番号は、6段階ワークシートのものとする。)

①「1シート」「2シート」

サービス見込量ワークシート内の〈保険料シート転記用〉の数値を、水色セル部分に転記する。

【入力部分：水色のセル】

水色セルに、各サービスの給付費見込を入力する。

【結果】

総給付費が算出され、各年度の合計額が「保険料シート（E6～G6）」に転記される。

②「3シート」

第4期計画期間の各段階被保険者数の推移を水色セルに入力する。

【入力部分：水色のセル】

3. 「所得段階別加入者数・基準額に対する割合」

・平成21～23年度所得段階別加入者数
(E5～10/G5～10/I5～10)

4. 「保険料基準額に対する割合の弾力化」

・基準所得金額 (D25)
・平成21～23年度所得段階別加入者数
(E18～20・22～25/G18～20・22～25
/I18～20・22～25)

・平成21～23年度基準額に対する割合
(K18～20・22～25/L18～20・22～25

/M18～20・22～25)

5. 財政安定化基金拠出率 (C31)

6. 審査支払手数料1件あたり単価 (C35/D35/F35)

【結果】

3. 「所得段階別加入者数・基準額に対する割合」は、「保険料シート：3.

第1号被保険者の保険料」に反映され保険料算定に用いられる。

4. 「保険料基準額に対する割合の弾力化」は弾力化保険料算定（「保険料シート」（E82/G82/I82））に用いられる。

③「保険料シート」

特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・地域支援事業費等を考慮して、各数値を水色セルに入力し、保険料を算定する。

【入力部分：水色のセル】

1. 標準給付費

- ・各年度の特定入所者介護サービス費等給付額（E7/F7/G7）
- ・各年度の高額介護サービス費等給付額（E8/F8/G8）
- ・各年度の審査支払手数料支払件数（E10/F10/G10）

2. 地域支援事業費

- ・地域支援事業費（E15/F15/G15）

3. 第1号被保険者の保険料

- ・前期（65～74歳）被保険者数（E32/F32/G32）
- ・後期（75歳～）被保険者数（E33/F33/G33）
- ・財政安定化基金償還金（H62）
- ・準備基金の残高（平成20年度末の見込額）（H63）
- ・準備基金取崩額（H64）
- ・市町村特別給付費等（E68/F68/G68）
- ・市町村相互財政安定化事業負担額（H69）
- ・市町村相互財政安定化事業交付額（H70）
- ・予定保険料収納率（E73）
- ・第3期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）（E98）

【結果】

これらの数値入力により保険料収納必要額（H71）が計算され、以下の数値が算出される。

- ・保険料の基準額（H75～80）
- ・弾力化をした場合の保険料額（H83～88）

↓

「保険料シート（H80）」（弾力化を行う場合は「保険料シート（H88）」）に算出された数値が、推計された基準額となる。

第4期介護保険料の設定 今後のスケジュール予定

平成20年

8月20日 保険料推計ワークシート（1回目）の説明・配布

9月上旬 後期高齢者加入割合補正係数算出のための調査依頼
（集計し次第、速やかに本係数を連絡する）

9月26日 保険料推計ワークシート（1回目）提出締切

10月中旬～11月下旬

各都道府県ヒアリング（全都道府県対象・2回程度）

平成21年

1月下旬 保険料推計ワークシート（2回目）の提出締切

1月末～2月中旬

第4期保険料（条例案）調査

3月下旬～4月中旬

第4期保険料（確定条例）調査

4月下旬

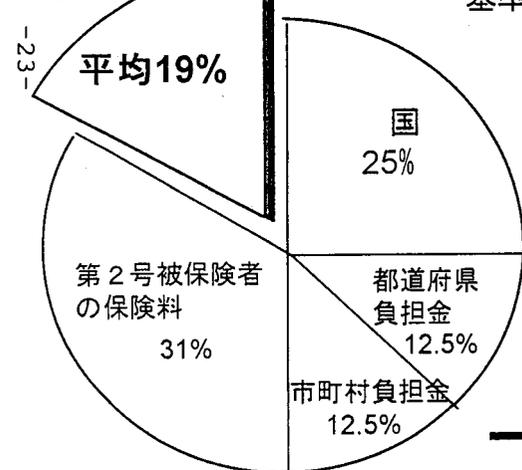
第4期保険料額の公表

第4期介護保険料の段階設定について(第3期における税制改正激変緩和措置を踏まえた対応案)

現行制度における介護保険料設定の仕組み

- 介護保険の給付費の50%を、65歳以上の高齢者と40歳～64歳の者の人口比で按分し、市町村(保険者)は、その約19%(第3期の65歳以上高齢者人口比率)を高齢者に個人単位で課した介護保険料により賄う。
- この介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。(標準は6段階)

第1号被保険者の保険料



(保険料基準額×)

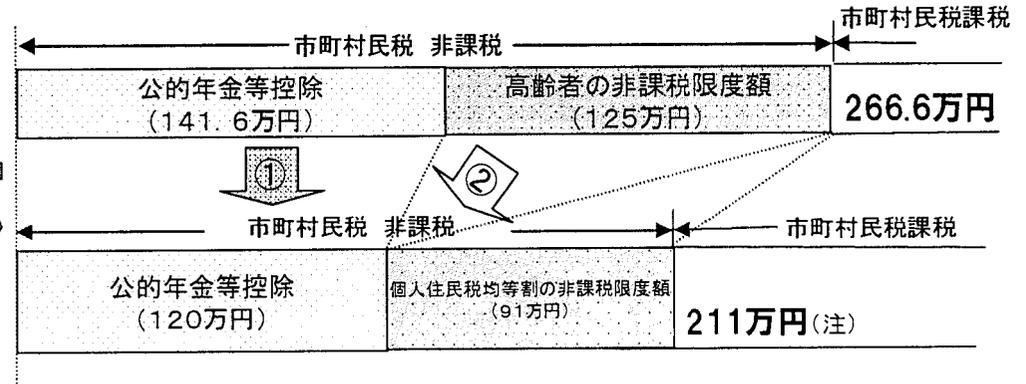


- 第1段階: 生活保護受給者
- 第2段階: 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円以下等
- 第3段階: 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円超等
- 第4段階: 本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)
- 第5段階: 市町村民税課税かつ基準所得金額200万円未満
- 第6段階: 市町村民税課税かつ基準所得金額200万円以上

第3期の激変緩和措置

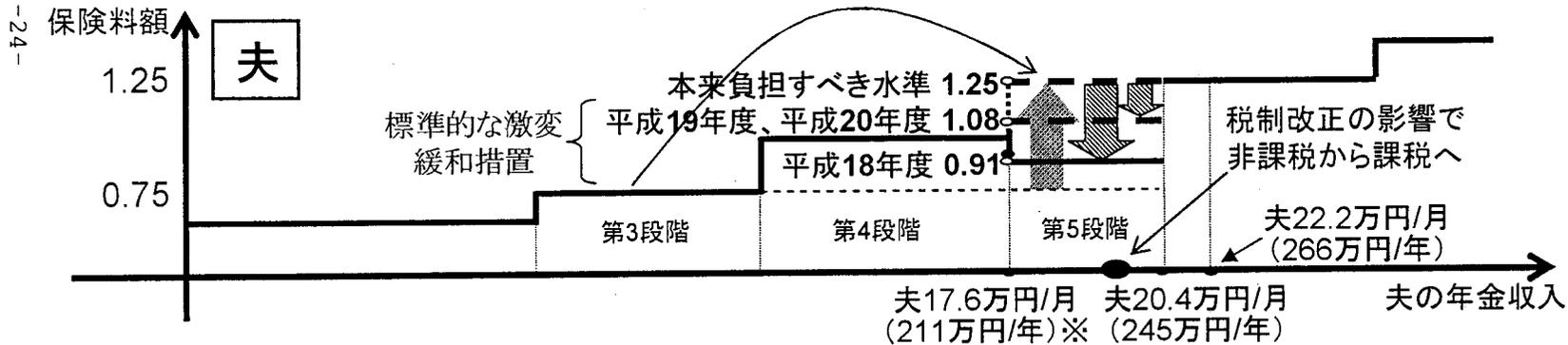
[税制改正の内容]

- ① 公的年金等控除の最低保障額の引下げ(140万円→120万円)
(平成16年度改正)－所得税・住民税
- ② 高齢者の非課税限度額(合計所得金額125万円)の廃止
(平成17年度改正)－住民税

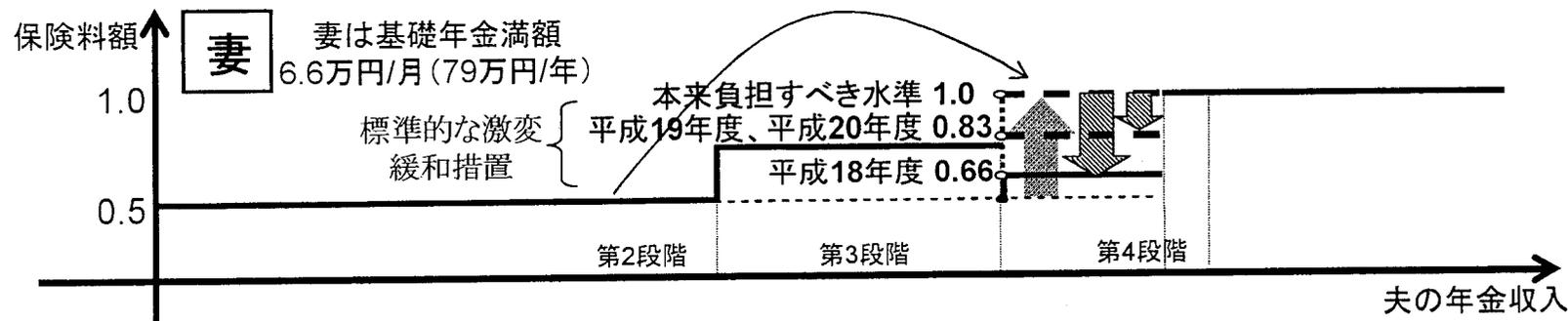


(注)生活保護級地区分1級地の場合

例：税制改正の影響により夫の保険料段階が第3段階から第5段階に上昇（妻の保険料段階は、連動して第2段階から第4段階に上昇）



※ 図は1級地のケース

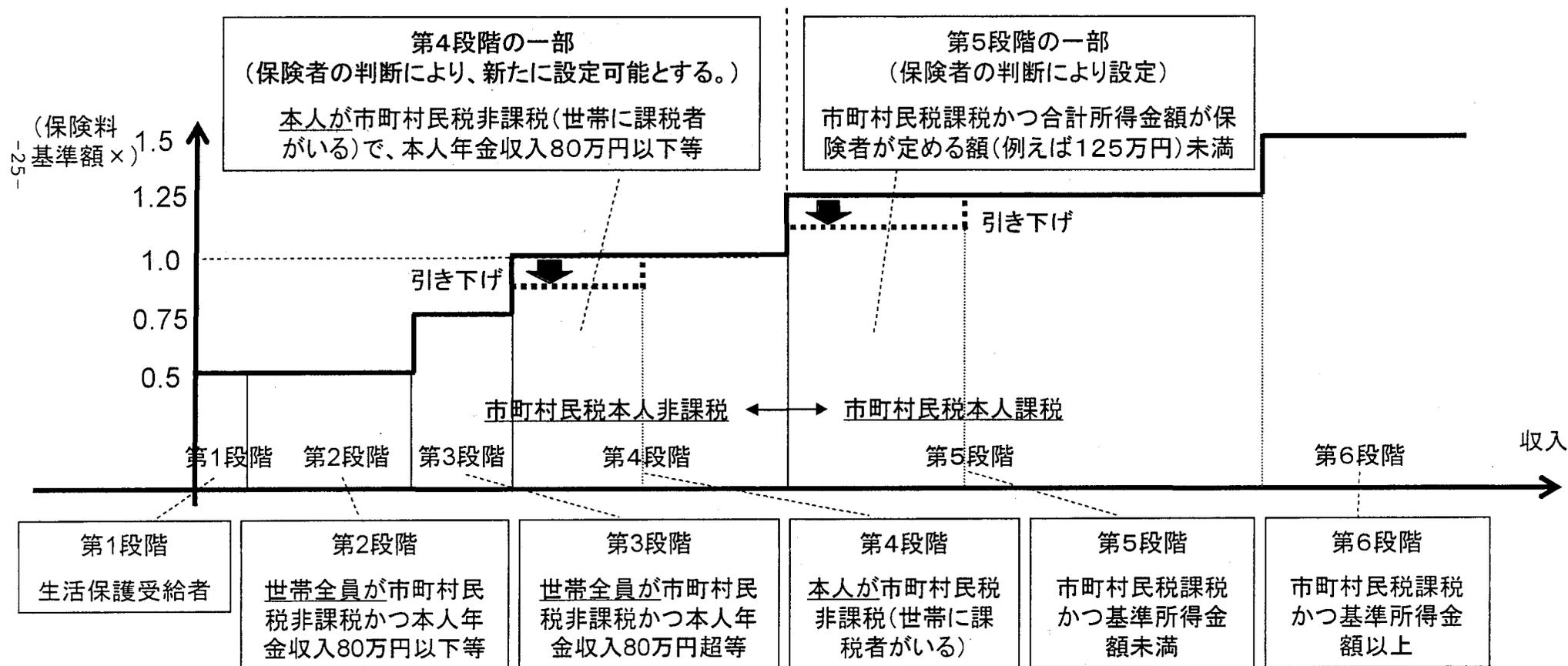


注) 実際の激変緩和措置は、保険料段階が2段階上昇した者に限らず、税制改正の影響により保険料段階が上昇した者全てを対象として講じられている。

第4期の保険料設定のポイント

○従前通りの6段階設定を標準とし、保険者の判断により以下の対応がとれるようにする。

- ・ 従来の第5段階の者のうち合計所得金額が保険者が定める額(例えば125万円)未満の者について、保険料の乗率を引き下げ(引き下げ幅は保険者の判断による。)。【保険者に周知】
- ・ 従来の第4段階の者のうち年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者(第2段階と同様の本人収入要件。)について、保険料の乗率を引き下げ(引き下げ幅は保険者の判断による。)。【政令改正】
- ・ 乗率引き下げ分は、第1号被保険者全体の保険料負担により賄う。



※基準所得金額…第3期は200万円。第4期については改めて設定。

第4期介護保険料の設定について（意見）

介護保険料等の在り方に関する検討会

平成20年8月15日

1 基本的考え方

- 介護保険料については、保険者の判断により、平成16年及び平成17年の税制改正（公的年金等控除の縮小及び高齢者非課税限度額の廃止）により保険料が急激に上昇することがないように、平成18年度及び平成19年度に激変緩和措置が講じられ、更に、平成20年度は、保険料上昇額の大きさ等に鑑み、平成19年度の水準に据え置かれてきたところである。

- 平成21年度から始まる第4期の保険料設定については、
 - ① 激変緩和措置の終了により保険料の上昇額が著しく大きくなる場合において保険者がきめ細かな配慮を行えるよう対応しておくことが引き続き必要である一方で、
 - ② 既に当該税制改正から3年が経過しており、税制改正の影響を受けなかった被保険者や、当該税制改正以降に65歳になった被保険者との均衡に配慮する必要がある。

2 今後必要な措置

- このため、第4期の保険料設定においては、従前の6段階の保険料設定を標準としつつも、以下のとおり、保険者の判断により当該税制改正の影響を受けた者を含めて保険料を引き下げることが可能とするための選択肢を用意することが必要である。

- 市町村民税課税層である第5段階の設定については、従来より保険者の実情に応じて区分を設け、その区分に応じた保険料額を設定することが可能であるが、保険者の判断により合計所得金額が一定以下の者についての保険料

額を引き下げることが可能であることを周知していくことが必要である。

- 一方、当該税制改正により同一世帯内に課税者が生じたことにより保険料段階が上昇した者を含む階層である第4段階については、保険者がその判断により保険料段階の区分を設け、その区分に応じた保険料額を設定することができない仕組みとなっている。このため、市町村民税が非課税とされている者のうち収入が一定以下の者について保険料額を引き下げることが可能となるよう政令を改正することが必要である。

- なお、第5期以降の保険料の在り方については、段階別保険料設定の問題点・論点を踏まえつつ、当検討会において引き続き検討する。

保険料段階設定に関する介護保険法施行令の改正案

介護保険法施行令（平成十年政令四百十二号）

附則

（保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第九条 市町村は、第三十八条第一項第四号イ又は第三十九条第一項第四号イに掲げる第一号被保険者のうち、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であるものの当該各年度における保険料率の算定に係る第三十八条第一項第四号に定める標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。）及び第三十九条第一項第四号に定める割合については、これらの規定にかかわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。
- 2 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

※ なお、今後の法制局審査により当該規定案については変更があり得ることを申し添える。

Ⅱ 財政安定化基金について

第4期計画期間における財政安定化基金について

1 会計検査院からの指摘（H20.5.21付改善処置要求）

現在、財政安定化基金の規模が交付・貸付における需要を大きく上回る都道府県も存在し、また、積立額が過剰な状況（32ページ参照）にあることについて、会計検査院から以下の改善処置要求が厚生労働大臣に対して発出されたところである。

【改善処置要求】

- (1) 多額の未貸付等基金が発生し、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めること
- (2) 標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して明確に示すとともに、各都道府県が拠出率を設定する際に基金の保有状況、貸付状況を十分に検討するなどして適切な拠出率を定めるよう個々の都道府県の状況に応じて助言すること

2 改善処置要求に対する対応

国の定める標準拠出率については、その考え方を各都道府県に示すとともに、各都道府県に対し、財政安定化基金の保有状況、交付・貸付状況等を考慮し、適切な拠出率を定めるよう必要に応じて助言してまいりたい。

なお、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することについては、貴院の指摘を踏まえ、関係機関と協議してまいりたい。

3 国が定める標準拠出率

平成21年度から平成23年度までの算定政令(※)第12条第3項に規定する財政安定化基金拠出率は、一万分の四とする。

ただし、各都道府県が条例で定める割合は、第3期計画期間末の財政安定化基金積立残額に、第4期計画期間に償還される額を加え、交付・貸付見込額を控除した額が、第4期計画期間末の積立残額として各都道府県が確保すべきと判断する額を超える場合は「零」とし、満たない場合は当該不足額を拠出できる率とする。

※算定政令…介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令

4 国が定める標準拠出率の算定の考え方

(1) 第3期計画期間の最終年度（平成20年度）の貸付額及び交付額の推計

① 貸付額の推計

第3期の次年度である平成19年度における都道府県の貸付額の合計額に、第1期及び第2期の次年度に対する最終年度の伸びの平均を乗じて推計。

$$\text{算出式} = \text{平成19年度貸付額} \times ((\text{第1期の次年度に対する最終年度の伸び} + \text{第2期の次年度に対する最終年度の伸び}) / 2)$$

② 交付額の推計

第3期の給付費等見込額に、第2期の給付費見込額に対する交付額の割合を算出し、更に過去の普通徴収収納率の状況を考慮した割合を乗じて推計。

$$\text{算出式} = \text{第3期の給付費等見込額} \times (\text{過去の普通徴収収納率の対前年度比の平均割合} \times \text{第2期給付費見込額に対する交付額割合})$$

(2) 第4期計画期間の貸付額及び交付額の推計

① 給付費等見込額に対する貸付額・交付額の割合を推計

各都道府県における第2期及び第3期計画期間における貸付額・交付額について、それぞれの計画期間の給付費等見込額に対する割合を算出し安全率(1.1)を乗ずる。

② 交付額及び貸付額の推計

第4期計画期間の給付費等見込額に対し、①で算出した割合を乗じ、貸付額及び交付額の合計額を推計。

$$\text{算出式} = \text{第4期の給付費等見込額} \times \text{①}$$

(3) 第4期償還額の推計

$$\text{算出式} = \text{第3期における貸付額(推計)} + \text{第1期貸付額を9年償還するとした保険者の第4期償還額(推計)}$$

(4) 拠出率(算定等政令第12条第3項にある算出式に基づく算出)

$$\begin{aligned} \text{拠出率} &= \frac{(\text{交付金の見込額} + \text{貸付金の見込額} - \text{償還見込額}) / 3}{\text{すべての市町村の標準給付費額等に要する費用の額の見込額}} \\ &= \frac{(34,318,262 \text{千円} - 6,966,115 \text{千円}) / 3}{22,284,584,678 \text{千円}} \\ &= 0.000409 \approx \underline{0.0004} \end{aligned}$$

5 各都道府県における拠出率の算定方法について

各都道府県の拠出率の算定にあたっては、基金の積立残額等を十分に勘案して条例で定める割合を決定していただきたい。各都道府県における拠出率や拠出額等については、別途報告を求める予定である。

なお、国が定める標準拠出率の算定方法を踏襲し、かつ積立残額を加えた算定方法は次のとおりであるため、拠出率の算定するにあたっての参考とされたい。(この算定方法については、33ページの「財政安定化基金の拠出率の算定について」を活用されたい。)

【算定方法】

① 平成20年度貸付額及び交付額の推計

- A：平成19年度の当該都道府県の貸付額
- B：当該都道府県におけるこれまでの計画期間の2年度目に対する最終年度の伸びの平均割合
- C：当該都道府県における第3期計画期間の給付費等見込額
- D：交付額の割合（普通徴収の収納率を勘案して推計）

- ・ 貸付額 = A × B
- ・ 交付額 = C × D

② 第4期計画期間の貸付額・交付額の推計

- E：第2期及び第3期計画期間それぞれの給付費等見込額に対する貸付額・交付額の平均割合※
※要介護認定者数の伸び等地域の实情に応じた安全率を乗じた割合とする。
- F：当該都道府県における第4期計画期間の給付費等見込額

- ・ 貸付額・交付額 = E × F

③ 拠出率の算定

- G：第3期計画期間末（平成20年度末）の基金積立残額
- H：第4期計画期間の償還額
- I：②で求めた第4期計画期間の貸付額・交付額
- J：第4期計画期間末（平成23年度末）において基金積立残額として確保すべき額
（例：第5期計画期間の初年度分の貸付見込額として、第4期計画期間の貸付等額の3分の1の額 等）

- ・ 「 $G+H-I-J > 0$ 」の場合、基金が余剰であるため、第4期計画期間の拠出率は「0」
- ・ 「 $G+H-I-J < 0$ 」の場合、第4期計画期間において拠出が必要であり、不足額分（ $I+J-G-H$ ）の拠出が必要。

→ 拠出率 = $(I+J-G-H) \div 3$ （国・都道府県・市町村） $\div F$

都道府県別財政安定化基金貸付・交付等の状況(平成19年度末現在)

(単位:百万円)

| 都道府県名 | 貸付金額 | 交付金額 | 貸付・交付 金額合計 (A) | 既償還金額 (B) | 19年度末現在 基金実支出額 (C)=(A)-(B) | 19年度末現在 基金積立総額 (D) | (C)/(D) |
|-------|--------|-------|----------------------|--------------|----------------------------------|--------------------------|---------|
| 北海道 | 2,368 | 432 | 2,799 | 1,894 | 905 | 14,077 | 6.4% |
| 青森県 | 4,213 | 127 | 4,340 | 3,150 | 1,189 | 4,106 | 29.0% |
| 岩手県 | 329 | 7 | 336 | 256 | 80 | 3,864 | 2.1% |
| 宮城県 | 241 | 0 | 241 | 111 | 129 | 3,680 | 3.5% |
| 秋田県 | 638 | 81 | 720 | 522 | 198 | 3,654 | 5.4% |
| 山形県 | 779 | 1 | 780 | 669 | 111 | 3,200 | 3.5% |
| 福島県 | 723 | 16 | 740 | 524 | 215 | 4,641 | 4.6% |
| 茨城県 | 409 | 25 | 434 | 328 | 106 | 3,719 | 2.8% |
| 栃木県 | 149 | 12 | 161 | 128 | 33 | 3,457 | 1.0% |
| 群馬県 | 191 | 1 | 192 | 142 | 49 | 4,628 | 1.1% |
| 埼玉県 | 400 | 24 | 424 | 295 | 130 | 8,585 | 1.5% |
| 千葉県 | 418 | 46 | 464 | 309 | 155 | 9,732 | 1.6% |
| 東京都 | 1,667 | 236 | 1,903 | 1,109 | 794 | 23,125 | 3.4% |
| 神奈川県 | 322 | 37 | 358 | 206 | 152 | 12,884 | 1.2% |
| 新潟県 | 3,343 | 33 | 3,376 | 2,405 | 971 | 5,872 | 16.5% |
| 富山県 | 1,697 | 85 | 1,782 | 1,022 | 760 | 3,290 | 23.1% |
| 石川県 | 1,348 | 36 | 1,384 | 1,199 | 185 | 2,126 | 8.7% |
| 福井県 | 4 | 1 | 4 | 4 | 1 | 2,389 | 0.0% |
| 山梨県 | 544 | 16 | 560 | 449 | 111 | 1,994 | 5.6% |
| 長野県 | 2,938 | 33 | 2,971 | 2,436 | 535 | 5,560 | 9.6% |
| 岐阜県 | 503 | 15 | 518 | 376 | 141 | 4,606 | 3.1% |
| 静岡県 | 138 | 0 | 138 | 92 | 46 | 7,376 | 0.6% |
| 愛知県 | 1,808 | 729 | 2,537 | 1,229 | 1,308 | 12,325 | 10.6% |
| 三重県 | 910 | 7 | 917 | 626 | 291 | 4,403 | 6.6% |
| 滋賀県 | 281 | 0 | 281 | 224 | 58 | 2,311 | 2.5% |
| 京都府 | 3,481 | 389 | 3,870 | 2,117 | 1,753 | 6,114 | 28.7% |
| 大阪府 | 7,091 | 437 | 7,529 | 4,727 | 2,802 | 18,305 | 15.3% |
| 兵庫県 | 3,591 | 500 | 4,091 | 2,588 | 1,502 | 11,969 | 12.5% |
| 奈良県 | 147 | 11 | 159 | 120 | 38 | 3,023 | 1.3% |
| 和歌山県 | 1,439 | 276 | 1,715 | 1,063 | 653 | 3,032 | 21.5% |
| 鳥取県 | 1,131 | 23 | 1,154 | 903 | 251 | 1,848 | 13.6% |
| 島根県 | 379 | 0 | 379 | 248 | 132 | 1,955 | 6.7% |
| 岡山県 | 900 | 15 | 915 | 855 | 61 | 5,639 | 1.1% |
| 広島県 | 2,727 | 24 | 2,751 | 2,179 | 572 | 5,253 | 10.9% |
| 山口県 | 1,906 | 43 | 1,949 | 1,351 | 598 | 4,664 | 12.8% |
| 徳島県 | 2,133 | 39 | 2,171 | 1,540 | 632 | 2,792 | 22.6% |
| 香川県 | 185 | 6 | 191 | 161 | 30 | 2,589 | 1.2% |
| 愛媛県 | 1,509 | 86 | 1,595 | 1,031 | 564 | 3,785 | 14.9% |
| 高知県 | 1,749 | 33 | 1,782 | 1,189 | 593 | 2,643 | 22.4% |
| 福岡県 | 9,916 | 790 | 10,707 | 6,418 | 4,289 | 12,394 | 34.6% |
| 佐賀県 | 826 | 0 | 826 | 674 | 153 | 2,172 | 7.0% |
| 長崎県 | 4,268 | 144 | 4,413 | 3,144 | 1,268 | 4,489 | 28.3% |
| 熊本県 | 2,712 | 157 | 2,869 | 2,202 | 667 | 5,701 | 11.7% |
| 大分県 | 183 | 2 | 184 | 143 | 41 | 3,848 | 1.1% |
| 宮崎県 | 898 | 11 | 909 | 803 | 106 | 3,229 | 3.3% |
| 鹿児島県 | 1,776 | 59 | 1,835 | 1,412 | 424 | 5,868 | 7.2% |
| 沖縄県 | 5,478 | 197 | 5,676 | 4,460 | 1,216 | 6,301 | 19.3% |
| 合計 | 80,786 | 5,242 | 86,029 | 59,029 | 27,000 | 273,219 | 9.9% |

※ 各数値については、それぞれ都道府県毎に百万円未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があり得る。

※ 「19年度末現在基金積立総額」には、国・都道府県・市町村の拠出により基金に繰り入れた額のみを計上しており、基金運用収益を含んでいない。

財政安定化基金の拠出率の算定について

1 各都道府県における拠出率の算定方法

① 平成20年度貸付額及び交付額の推計

- A: 平成19年度の当該都道府県の貸付額
- B: 当該都道府県におけるこれまでの計画期間の2年度目に対する最終年度の伸びの平均割合
- C: 当該都道府県における第3期計画期間の標準給付費及び地域支援事業費(以下、「給付費等」という。)の見込額の合計
- D: 交付額の割合(普通徴収の収納率を勘案して推計)

- ・ 貸付額 = $A \times B$
- ・ 交付額 = $C \times D$

② 第4期計画期間の貸付額・交付額の推計

- E: 第2期及び第3期計画期間それぞれの給付費等見込額に対する貸付額・交付額の平均割合※
※要介護認定者数の伸び等地域の実情に応じた安全率を乗じた割合とする。
- F: 当該都道府県における第4期計画期間の給付費等見込額

- ・ 貸付額・交付額 = $E \times F$

③ 拠出率の算定

- G: 第3期計画期間末(平成20年度末)の基金積立残額
- H: 第4期計画期間の償還額
- I: ②で求めた第4期計画期間の貸付額・交付額
- J: 第4期計画期間末(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額
※例: 第5期計画期間の初年度分の貸付見込額として、第4期の貸付等額の3分の1の額 等

- ・ 「 $G+H-I-J > 0$ 」の場合、基金が余剰であるため、拠出率は「0」
- ・ 「 $G+H-I-J < 0$ 」の場合、第4期計画期間において拠出が必要であり、不足額分($I+J-G-H$)の拠出が必要。

$$\rightarrow \text{拠出率} = (I+J-G-H) \div 3(\text{国・都道府県・市町村}) \div F$$

2 算定に必要な数値

- ① 平成12年度～19年度までの貸付額及び交付額
- ② 第1期～第3期計画期間の給付費等見込額
- ③ 要介護者認定者数の伸び等地域の実情に応じた安全率
- ④ 平成16年度～19年度までの普通徴収分にかかる徴収率
*平成19年度の徴収率が確定していない場合は、15年度～18年度
- ⑤ 平成19年度末現在における基金積立残額※
※基金積立残額 = (拠出額(造成額) + 基金運用収益 + 既償還額) - (貸付額 + 交付額)
- ⑥ 平成20年度拠出額(造成額)及び償還額
- ⑦ 第1期の貸付額を9年償還するとした保険者にかかる第4期計画期間の償還額
- ⑧ 第4期計画期間の給付費等見込額
- ⑨ 第4期計画期間(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額
※例: 第5期計画期間の初年度分の貸付見込額として、第4期の貸付等額の3分の1の額 等

財政安定化基金の拠出率算定シート

網掛けのセルに数値を入力。なお、金額の単位は全て千円単位。

(都道府県名:)

1 拠出率の算定に必要な数値の入力

① 平成20年度の貸付額の推計

| | 初年度 | 2年度目 | (対前年度) | 最終年度 | (対前年度) | 合計 | 給付費等見込額 (3ヶ年計) | 貸付額の 割合 |
|---------|-----|------|--------|------|--------|----|-------------------|------------|
| 第1期計画期間 | | | | | | | | |
| 第2期計画期間 | | | | | | | | |
| 第3期計画期間 | | | | | | | | |

② 平成20年度の交付額の推計

| | 最終年度 | 給付費等見込額(3ヶ年計) | 給付費等見込額に対する 交付額の割合 |
|---------|------|---------------|-----------------------|
| 第1期計画期間 | | | |
| 第2期計画期間 | | | |
| 第3期計画期間 | | | |

※ 給付費等見込額に対する交付額割合の算出(但し、③で算出した平均が、プラス(+))の場合には、第2期の交付額の割合を使用する。

$$\rightarrow (\text{第2期の割合}) \times (\text{③の平均} + 1) =$$

③ 平成16年度～19年度までの普通徴収分にかかる徴収率(小数点第1位)

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 対前年度との差の平均 |
|--------|------|------|------|------|------------|
| 普通徴収率 | | | | | |
| (対前年度) | | | | | |

(注) 19年度の徴収率が確定していない場合は、15年度～18年度とする。

④ 第2期及び第3期計画期間それぞれの給付費等見込額に対する貸付・交付額の平均割合

| | 給付費等見込額 | 貸付額 | 交付額 | 貸付・交付額 | 割合 | 平均割合 |
|---------|---------|-----|-----|--------|----|------|
| 第2期計画期間 | | | | | | |
| 第3期計画期間 | | | | | | |

⑤ 要介護認定者数の伸び等地域の実情に応じた安全率

安全率

⑥ 平成19年度末における基金積立残額

| 基金積立残額 | 拠出額(造成額) | 運用収益 | 既償還額 | 貸付額 | 交付額 |
|--------|----------|------|------|-----|-----|
| 0 | | | | | |

(注) 全て19年度末現在の数値

⑦ 平成20年度の拠出額(造成額)及び償還額

| | 拠出額(造成額) | 償還額 | 合計額 |
|--------|----------|-----|-----|
| 平成20年度 | | | |

⑧ 第1期の貸付額を9年償還するとした保険者にかかる第4期計画期間の償還額

償還額

⑨ 第4期計画期間の給付費等見込額

給付費等見込額

⑩ 第4期計画期間末(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額

確保すべき額

財政安定化基金の拠出率算定シート

(都道府県名:)

金額の単位は全て千円単位。

2 拠出率の算定

① 平成20年度貸付額及び交付額の推計

$$\cdot \text{貸付額} = \begin{matrix} \text{(19年度貸付額)} \\ 0 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(平均)} \\ 0.00 \end{matrix} = \boxed{0}$$

$$\cdot \text{交付額} = \begin{matrix} \text{(第3期給付費等見込額)} \\ 0 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(第2期の割合)} \\ 0.0000\% \end{matrix} = \boxed{0}$$

② 第4期計画期間の貸付額・交付額の推計

$$\cdot \text{貸付・交付額} = \begin{matrix} \text{(第4期給付費等見込額)} \\ 0 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(第2・3期の平均割合)} \\ 0.000\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(安全率)} \\ 0.0 \end{matrix} = \boxed{0}$$

③ 拠出率の算定

ア 第3期計画期間末の基金積立残額

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(19年度末残額)} \\ 0 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(20年度拠出額・償還額)} \\ 0 \end{matrix} - \begin{matrix} \text{(20年度貸付額・交付額)} \\ 0 \end{matrix} = \boxed{0}$$

イ 第4期計画期間の償還額(第3期貸付額+9年償還保険者分)

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(第3期貸付額)} \\ 0 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(9年償還保険者分)} \\ 0 \end{matrix} = \boxed{0}$$

ウ 第4期計画期間の貸付額・交付額

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(②の額)} \\ 0 \end{matrix}$$

エ 第4期計画期間末(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(第4期末で確保すべき額)} \\ 0 \end{matrix}$$

【第4期計画期間末(平成23年度末)の積立残額】

$$\rightarrow \text{ア+イ-ウ-エ} = \boxed{0} \text{【結果が「0」以上の場合→拠出率は「0」】}$$

【積立残額が「0」に満たない場合】※「0」に満たない場合のみ算出

$$\rightarrow \text{ア+イ-ウ-エ} = \boxed{}$$

$$\rightarrow \text{拠出率} = \div 3 \div = $$

Ⅲ その他事務連絡

特別徴収から普通徴収に変更する際の納期の設定等について

- 介護保険制度においては、保険料を減額決定した場合等年度途中で保険料の徴収方法について特別徴収から普通徴収へと変更することがあります。その際、年金保険者との連絡等の手続に一定の時間を要することから、特別徴収を停止するには、一定期間を要します。こうした場合において特別徴収と普通徴収を同一月内において行わないよう、システムの管理等を行っていただく必要があります。

- 特別徴収から普通徴収への切り替えの際に、同一月内に同一被保険者に対し特別徴収と普通徴収を行うことは、当該被保険者に介護保険料を二重に納付している等の誤解を生じさせるおそれがあることから、以下の対応を行っていただくよう、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。
 - ① 既存のシステムにより普通徴収の納期の設定変更を行うことが可能な場合
特別徴収と普通徴収の納期が重複しないよう普通徴収の納期を特別徴収が停止した後に設定すること。

 - ② 既存のシステムが年度途中の普通徴収の納期の変更に対応できない場合
特別徴収と普通徴収の納期が重複しないよう、システムによる設定ではなく、市町村職員の手作業により計算し、普通徴収の納期を特別徴収が停止した後に設定すること。

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～（抄）

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

① 知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等

65歳までの継続雇用の着実な推進、65歳以上の高齢者への雇用支援策の拡充、多様な就業による生きがい対策の推進等により、知恵と経験豊かな意欲のある高齢者がいくつになっても働ける社会を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[高年齢者雇用安定法における企業の雇用確保の対象年齢の引上げ措置の定着]《厚生労働省》

○対象年齢引上げに向けたハローワークによる指導の徹底及び中小企業における65歳までの雇用機会の確保等に対する支援

[定年後の処遇体系の見直しの促進]《厚生労働省》

○希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援

[雇用保険事業による65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充]《厚生労働省》

○高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援

[「70歳まで働ける企業」支援の拡充]《厚生労働省》

○先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援

[テレワークの普及・促進]《総務省、厚生労働省、国土交通省》

○高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するため、テレワークの普及促進の実施

[高齢者の知識・経験を生かした就業・起業支援]《経済産業省、厚生労働省》

○経験の豊かな企業のOBと中小企業等とのマッチングの推進、団塊世代等の高齢者を対象とした再就職支援や起業支援へのワンストップサービスの実施等

[シルバー人材センター事業の充実]《厚生労働省》

○生活圏域内での就業確保や女性会員向けの就業先の確保等

[ふれあい広場(仮称)事業の推進]《厚生労働省》

○空き教室等身近な地域資源を活用した、地域の高齢者が集い、それぞれの得意分野を生かした地域貢献と相互交流を促進する拠点づくり

【21年度税制改正要望を予定】

[高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討]《厚生労働省》

○高齢者を多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例等[所得税・法人税等]

【制度的な見直しを検討】

[意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置を検討]《厚生労働省》

○高年齢者雇用促進の観点からの在職老齢年金制度の見直しの検討

※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点について検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔募集・採用における年齢差別禁止の徹底〕《厚生労働省》

○都道府県労働局・ハローワークにおける指導等の徹底

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

在宅での医療サービスの提供、介護との連携、地域コミュニティでの生活支援に係る体制の整備と人材の確保を進め、療養や介護が必要な状態でも住み慣れた地域や家庭で質の高い生活が送れるよう、あるべき医療・介護・福祉サービスの全体的な姿を明らかにし、その実現に向けた取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実〕《厚生労働省》

○切れ目のない療養を支援するためのネットワークの構築、広域対応型訪問看護ネットワークセンターの設置、居宅での緩和ケアに関する専門研修の実施等在宅医療を担う人材の養成

〔認知症の方が安心して生活することができるための対策の推進〕《厚生労働省》

○認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、認知症介護の専門家等が対応するコールセンターの整備など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高めるための総合的な取組を行うプロジェクトの推進

〔介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援〕《厚生労働省》

○介護労働者に係るハローワークの人材確保支援の強化

○介護労働者の雇用管理改善を実施する事業所に対する支援

〔福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進〕《厚生労働省》

○新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進、潜在的有資格者等の参入支援、高校等と事業者が連携した進路指導の支援

〔地域のつながりにより表面化しにくい生活上の様々な課題を早期発見し支援する体制づくり〕
《厚生労働省》

○孤立死防止のための全戸訪問調査や災害時要支援者把握のための支援マップづくり等

〔低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進〕《国土交通省》

○低所得の高齢者が適切な負担で入居可能な公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の供給を促進

〔ケア付き住宅の整備促進〕《国土交通省、厚生労働省》

○高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備(安心住空間創出プロジェクト)とケア付き住宅の整備を促進

〔地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進〕《経済産業省》

○ソーシャルビジネスの普及やソーシャルビジネスを担う人材の育成、ノウハウの他地域への移転の支援等

【制度的な見直しを検討】

〔高齢者の居住の安定確保〕《国土交通省、厚生労働省》

○自治体による計画の策定など、高齢者の居住の安定確保に必要な措置を講ずるための法整備を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す

【20年度中に検討】

〔「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定〕《厚生労働省》

○認知症や1人暮らしの高齢者の増加等に対応した地域ケアの構築、介護従事者の人材確保、重介護や医療ニーズを抱えた高齢者の地域での生活を支える医療、介護サービスの一体的提供(地域包括ケア)の実現等の課題に対し、あるべき地域のケアの姿を提示(20年中)

〔介護報酬等の見直し〕《厚生労働省》

- サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定

【20年度中に対応を検討】

〔介護予防の効果的な推進〕《厚生労働省》

- 介護予防サービスによる高齢者の心身の状態及び活動状況等の変化並びに費用対効果の分析、その結果を踏まえた効果的な介護予防の展開の検討

〔地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援〕《総務省》

- 地域によって異なるコミュニティの機能・役割に応じた連携・協力の「場」についての調査・研究と今後の施策の方向性の検討

〔地域ケア体制の計画的な整備の推進〕《厚生労働省》

- 地域に必要な医療療養病床の確保を図りつつ、療養病床の転換を円滑に進め、地域ケア体制整備構想及び第4期介護保険事業(支援)計画に基づく地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、介護療養型老人保健施設の経営や入所者の実態について調査を行い、必要に応じて介護報酬を適宜見直すなど必要な支援策の検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔有料老人ホームやケアハウス整備の促進〕《厚生労働省》

- 地域介護・福祉空間整備交付金等を活用した、学校等の余剰公共施設の転用による民活型でのケアハウス等の整備促進

〔介護従事者のキャリアアップと事務負担の軽減〕《厚生労働省》

- 介護従事者のやりがいを高めるための研修の確保等キャリアアップの仕組みの構築
- 事務手続・書類の削減・簡素化

〔福祉用具の開発の推進〕《厚生労働省、経済産業省》

- 研究開発助成の充実による福祉用具の実用化・商品化の促進

③その他

〔確定拠出年金制度の見直し〕《厚生労働省、経済産業省》

- 掛金拠出年齢上限(企業型)を60歳から65歳に引き上げるため、継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指す
- 拠出限度額の引上げ、企業型確定拠出年金における従業員による掛金拠出(マッチング拠出)の導入、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大(21年度税制改正要望予定)

〔リバースモーゲージの普及促進〕《国土交通省》

- 民間金融機関によるリバースモーゲージ(住宅改良資金融資)に対し、住宅金融支援機構による融資保険制度の適用を拡充(21年度概算要求予定)

〔高齢者等の住み替え支援〕《国土交通省》

- 高齢者等の住み替え支援(高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸し、高齢者等は高齢期に適した住まいへの住み替え等を行う)について、モデル事業(18~20年度)の成果の提供と住み替え支援の普及
- 住宅金融支援機構による証券化支援事業(フラット35)の拡充(住み替え先の住宅の建設・購入資金への融資に係る要件緩和等)(20年度に措置)

〔高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等〕《厚生労働省》

- 長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会の決定(20年6月)に基づく、保険料の軽減対策や年金からの保険料支払いの見直し(口座振替への切り替え)等の着実な実施(20年末までに検討)及び今後の与党における検討を踏まえた対応

〔高額療養費の現物給付化及び高額医療・高額介護合算制度の周知〕《厚生労働省》

- 20年度より設けられた高額医療・高額介護合算制度、19年度から70歳未満の方に拡大された入院等に係る高額療養費の現物給付化について周知

「保険料推計ワークシートの入力手順について」

①「1シート」「2シート」

1. 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計

(年間)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| (1)居宅サービス | | | |
| ①訪問介護 | | | |
| 給付費 | 75,000,000円 | 75,000,000円 | 75,000,000円 |
| ②訪問入浴介護 | | | |
| 給付費 | 75,000,000円 | 75,000,000円 | 75,000,000円 |

・
・
・

| | | | |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
| (3)住宅改修 | | | |
| 給付費 | 75,000,000円 | 75,000,000円 | 75,000,000円 |
| (4)介護予防支援 | | | |
| 給付費 | 75,000,000円 | 75,000,000円 | 75,000,000円 |
| 予防給付費計(小計)→(Ⅱ) | 1,275,000,000円 | 1,275,000,000円 | 1,275,000,000円 |
| 総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ) | 3,075,000,000円 | 3,075,000,000円 | 3,075,000,000円 |

「1シート」「2シート」に、
各サービス給付費を
見込量シートを基に入力すると、

「保険料シート」の総給付費欄に
合計が自動転記されます。

1. 標準給付費

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総給付費 | 3,075,000,000円 | 3,075,000,000円 | 3,075,000,000円 | 9,225,000,000円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 円 | 円 | 円 | 円 |

②「3シート」

3. 所得段階別加入者数・基準額に対する割合

| | 基準所得金額 | 所得段階別加入者数 | | | | | |
|------|------------|-----------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
| 第1段階 | | 288人 | (2.4%) | 288人 | (2.4%) | 288人 | (2.4%) |
| 第2段階 | | 2,016人 | (16.8%) | 2,016人 | (16.8%) | 2,016人 | (16.8%) |
| 第3段階 | | 1,380人 | (11.5%) | 1,380人 | (11.5%) | 1,380人 | (11.5%) |
| 第4段階 | | 3,876人 | (32.3%) | 3,876人 | (32.3%) | 3,876人 | (32.3%) |
| 第5段階 | | 2,664人 | (22.2%) | 2,664人 | (22.2%) | 2,664人 | (22.2%) |
| 第6段階 | 2,000,000円 | 1,776人 | (14.8%) | 1,776人 | (14.8%) | 1,776人 | (14.8%) |

基準となる6段階の
所得段階別被保険者数を
入力すると、

「保険料シート」の
「3. 第1号被保険者の保険料」に自動転記され、
保険料Ⅰ～Ⅲの算出に用いられます。

3. 第1号被保険者の保険料

| 所得段階別加入割合 | | | | |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 第1段階 | 2.4% | 2.4% | 2.4% | 2.4% |
| 第2段階 | 16.8% | 16.8% | 16.8% | 16.8% |
| 第3段階 | 11.5% | 11.5% | 11.5% | 11.5% |
| 第4段階 | 32.3% | 32.3% | 32.3% | 32.3% |
| 第5段階 | 22.2% | 22.2% | 22.2% | 22.2% |
| 第6段階 | 14.8% | 14.8% | 14.8% | 14.8% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 所得段階別被保険者数 | | | | |
| 第1段階 | 288人 | 288人 | 288人 | 864人 |
| 第2段階 | 2,016人 | 2,016人 | 2,016人 | 6,048人 |
| 第3段階 | 1,380人 | 1,380人 | 1,380人 | 4,140人 |
| 第4段階 | 3,876人 | 3,876人 | 3,876人 | 11,628人 |
| 第5段階 | 2,664人 | 2,664人 | 2,664人 | 7,992人 |
| 第6段階 | 1,776人 | 1,776人 | 1,776人 | 5,328人 |
| 合計 | 12,000人 | 12,000人 | 12,000人 | 36,000人 |
| 所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (C) | 12,057人 | 12,057人 | 12,057人 | 36,171人 |

4. 保険料基準額に対する割合の弾力化

| | 基準所得金額 | 所得段階別加入者数 | | | | | | 基準額に対する割合 | | |
|------|---------------------------|-----------|---------|--------|---------|--------|---------|-----------|--------|--------|
| | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 第1段階 | | 288人 | (2.4%) | 288人 | (2.4%) | 288人 | (2.4%) | 0.50 | 0.50 | 0.50 |
| 第2段階 | | 2,016人 | (16.8%) | 2,016人 | (16.8%) | 2,016人 | (16.8%) | 0.50 | 0.50 | 0.50 |
| 第3段階 | | 1,380人 | (11.5%) | 1,380人 | (11.5%) | 1,380人 | (11.5%) | 0.75 | 0.75 | 0.75 |
| 第4段階 | | 3,876人 | (32.3%) | 3,876人 | (32.3%) | 3,876人 | (32.3%) | | | |
| | 「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数 | 2,412人 | (20.1%) | 2,412人 | (20.1%) | 2,412人 | (20.1%) | 0.83 | 0.83 | 0.83 |
| | 上記を除く見込み数 | 1,464人 | (12.2%) | 1,464人 | (12.2%) | 1,464人 | (12.2%) | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 第5段階 | | 2,664人 | (22.2%) | 2,664人 | (22.2%) | 2,664人 | (22.2%) | 1.25 | 1.25 | 1.25 |
| 第6段階 | 2,000,000円 | 1,776人 | (14.8%) | 1,776人 | (14.8%) | 1,776人 | (14.8%) | 1.50 | 1.50 | 1.50 |

弾力化を行う場合は、上記部分に数値を入力すると、「保険料シート」に、弾力化後の所得段階別加入割合補正後被保険者数が自動転記され、保険料Ⅳ～Ⅵの算出に用いられます。

| 保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C) | 11,647人 | 11,647人 | 11,647人 | 34,941人 |
| 保険料Ⅳ(年額) | | | | 円 |
| 保険料Ⅳ(月額) | | | | 円 |
| 保険料Ⅴ(年額) | | | | 円 |
| 保険料Ⅴ(月額) | | | | 円 |
| 保険料Ⅵ(年額) | | | | 円 |
| 保険料Ⅵ(月額) | | | | 円 |

その他に「5. 財政安定化基金拠出率」「6. 審査支払手数料1件あたり単価」も入力します。

③「保険料シート」

1. 標準給付費

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総給付費 | 3,075,000,000円 | 3,075,000,000円 | 3,075,000,000円 | 9,225,000,000円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 14,250,000円 | 14,250,000円 | 14,250,000円 | 42,750,000円 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 30,750,000円 | 30,750,000円 | 30,750,000円 | 92,250,000円 |
| 算定対象審査支払手数料 | 5,415,000円 | 5,415,000円 | 5,415,000円 | 16,245,000円 |
| 審査支払手数料支払件数 | 57,000件 | 57,000件 | 57,000件 | 171,000件 |
| 標準給付費見込額 (A) | 3,125,415,000円 | 3,125,415,000円 | 3,125,415,000円 | 9,376,245,000円 |

2. 地域支援事業費

| | | | | |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 地域支援事業費 (B) | 93,600,000円 | 93,600,000円 | 93,600,000円 | 280,800,000円 |
| (参考) 保険給付費見込額に対する割合 | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 3.0% |

特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・
審査支払手数料支払い件数 および地域支援事業費の見込を入力します。

3. 第1号被保険者の保険料

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者数 | 12,000人 | 12,000人 | 12,000人 | 36,000人 |
| 前期(65～74歳) | 6,410人 | 6,410人 | 6,410人 | 19,230人 |
| 後期(75歳～) | 5,590人 | 5,590人 | 5,590人 | 16,770人 |

次に、前期・後期の第1号被保険者数を入力します。
この数値を用いて、調整交付金見込額が算定されます。

続いて、

- ・財政安定化基金償還金
- ・準備基金の残高(平成20年度末の見込額)
- ・準備基金取崩額
- ・市町村特別給付費等
- ・市町村相互財政安定化事業負担額
- ・市町村相互財政安定化事業交付額

を入力すると、保険料収納必要額が算出され、

| | | | | |
|--------------|--|--|--|----------------|
| 保険料収納必要額 (L) | | | | 1,865,271,068円 |
|--------------|--|--|--|----------------|

最後に予定保険料収納率を設定すると、

| | |
|----------|--------|
| 予定保険料収納率 | 98.00% |
|----------|--------|

保険料Ⅰ～Ⅲでは、標準6段階の場合の保険料基準額が、
保険料Ⅳ～Ⅵでは、弾力化した場合の保険料額が算出されます。

| 保険料の基準額 | | | | |
|----------|--|--|--|---------|
| 保険料Ⅰ(年額) | | | | 54,595円 |
| 保険料Ⅰ(月額) | | | | 4,550円 |
| 保険料Ⅱ(年額) | | | | 54,595円 |
| 保険料Ⅱ(月額) | | | | 4,550円 |
| 保険料Ⅲ(年額) | | | | 52,621円 |
| 保険料Ⅲ(月額) | | | | 4,385円 |

| 保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C) | 11,647人 | 11,647人 | 11,647人 | 34,941人 |
| 保険料Ⅳ(年額) | | | | 56,517円 |
| 保険料Ⅳ(月額) | | | | 4,710円 |
| 保険料Ⅴ(年額) | | | | 56,517円 |
| 保険料Ⅴ(月額) | | | | 4,710円 |
| 保険料Ⅵ(年額) | | | | 54,473円 |
| 保険料Ⅵ(月額) | | | | 4,539円 |

また「4.第3期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)」を入力することで、
第4期と比較した増減率が求められます。

介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて

I これまでの経緯

- 介護サービス事業については、これまでも、事業所団体等からヒアリングを行い、介護従事者の定着等を図るために必要な対応の検討の参考とすることを目的に、介護給付費分科会に設置されたワーキングチームにおける事業者ヒアリング等において、「各記録や各種委員会が多すぎて、職員のやりがいを無くさせる。」という意見が出されており、同ワーキングチームの報告書においても、「書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう、規制の見直しが必要ではないか。」等の指摘があった。
- このため、介護サービス事業に係る事務負担の現状を踏まえ、事務手続や書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図ることとした。
- その際、現行の事務手続や書類については、適切な介護サービスの提供を確保することを目的として求められているものであるから、事務負担の見直しに当たっては、削減・簡素化を行っても必要な情報が得られるものについて具体案を検討することとした。
- 具体的には、
 - ① 他の事務手続や書類と内容が重複しており、他の書類や手続で代替可能なもの
 - ② 様式や項目を削減・簡素化しても必要な情報が得られるもの
 - ③ 事務手続や書類作成の頻度が必要以上に高いため、その頻度の見直しが必要であるものについて、削減・簡素化が可能であるかを検討し、その対象となる事務手続や書類を選定することとした。

なお、各自治体におかれても、上記①～③の方針を参考に、必要に応じて事務手続や書類の見直しを図るようお願いしたい。

- このような方針に基づく検討の結果、
 - ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正（省令改正）が必要な事項については、本年7月17日に開催された介護給付費分科会において諮問し、了承を得たことから、現在パブリックコメント手続中であり、
 - ・ 告示改正が必要となる看取り介護加算等の見直しについても現在パブリックコメント手続中であるほか、
 - ・ その他通知の改正が必要な事項については、本年7月29日付けで改正通知を各都道府県あてに発出し、8月1日より施行したところである。

II 見直しの具体的内容

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正（省令改正）

① 福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催について

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、現行では、「少なくとも6月に1回」はサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証することとしているところ、「必要に応じて随時」開催することに改める。

② 介護保険施設等における感染対策委員会の開催について

介護保険施設等における感染対策については、現行では、「1月に1回程度、定期的で開催」することを求めているところ、「おおむね3月に1回以上開催」に改める。

(参考) 解釈通知に記載する内容

- ・ 感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的で開催した上で、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催することが必要である。
- ・ 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。

前記①及び②については、本年7月17日に開催された介護給付費分科会において諮問し、了承を得たところであり、現在パブリックコメント手続中（7月2

3日～8月21日)であり、パブリックコメント手続終了後速やかに施行したいと考えている。

(2) 看取り介護加算等の見直し(告示改正)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び介護療養型老人保健施設における看取り介護加算及びターミナルケア加算については、現行では、「少なくとも1週につき1回以上」本人又はその家族への説明を行い、同意を得ることを求めているところ、「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改める。

(参考) この見直しに関連し、同意を得る方法につき解釈通知において以下の内容を記載する。

- ・ 本人又はその家族に対する説明に係る同意については、必ずしも毎回文書により得る必要はないが、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

この改正については、告示改正事項であるため、現在パブリックコメント手続中(7月29日～8月27日)であり、パブリックコメント手続終了後速やかに施行したいと考えている

(3) その他通知の改正

通知の改正によって対応するものについては、本年7月29日付けで計画課・振興課・老人保健課の連名通知を各都道府県あてに発出し、8月1日より施行したところであるが、改正の概要については、別紙のとおりである。

通知の改正内容(概要)

| 事務手続・書類 | 該当するサービス | 改正内容 |
|-----------------------|---|---|
| リハビリテーション マネジメント加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問(予防)リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設 | <ul style="list-style-type: none"> ① リハビリテーション実施計画書に相当する内容を各サービス計画(訪問リハビリテーション計画等)に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画書に代替することができることとする。 ② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、リハビリテーションマネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、リハビリテーションマネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。 ③ ケアマネジメントに関わる情報の提供に係る文書については、リハビリテーション実施計画書及び各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」の写しでも差し支えない。 |
| 栄養マネジメント 加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・老人保健施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 ・介護療養型医療施設 | <ul style="list-style-type: none"> ① 栄養ケア計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画に代替することができることとする。 ② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、栄養マネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、栄養マネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。 ③ 栄養ケア提供経過記録の様式例廃止 ④ 栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、栄養ケアモニタリングの様式例を簡素化 |
| 経口移行・経口維持 加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 ・介護療養型医療施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容を各サービス計画(施設サービス計画等)に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画に代替することができることとする。 |
| 口腔機能向上加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・通所(予防)介護 ・通所(予防)リハビリテーション ・認知症対応型(予防)通所介護 | <ul style="list-style-type: none"> ① 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画に代替することができることとする。 ② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、口腔機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、口腔機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。 ③ 口腔機能スクリーニングの様式例廃止 ④ 口腔機能アセスメント、口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画、モニタリングの様式例を簡素化 |

| 事務手続・書類 | 該当するサービス | 改正内容 |
|------------------------------------|---|---|
| 個別機能訓練加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・認知症対応型(予防)通所介護 ・特定(予防・地域密着型)施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 | <p>○ 個別機能訓練計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画に代替することができることとする。</p> |
| リハビリテーション機能強化加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所(予防)療養介護 | <p>○ リハビリテーション実施計画に相当する内容を短期入所(予防)療養介護計画に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画に代替することができることとする。</p> |
| 運動器機能向上加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション | <p>① 運動器機能向上計画に相当する内容を各サービス計画(介護予防通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画に代替することができることとする。</p> <p>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、運動器機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、運動器機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。</p> |
| 訪問(予防)看護報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・介護予防訪問看護 | <p>○ 訪問看護報告書については、訪問看護計画書の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。</p> |
| 居宅サービス計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 | <p>○ 第5表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第4表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第4表への記載を省略して差し支えないこととする。</p> |
| 施設サービス計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 | <p>○ 第6表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第5表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第5表への記載を省略して差し支えないこととする。</p> |
| 住宅改修における事前申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修 | <p>○ 理由書及び申請書については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。</p> |
| 訪問(予防)介護の指定申請書類(サービス提供責任者の経歴に係る部分) | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 | <p>○ サービス提供責任者のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者の経歴については、介護福祉士登録証の写し、基礎研修修了の証明書の写し又は1級課程修了の証明書の写しで足りるものとする。</p> |